

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

秦野市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	認定農業者の育成・確保に関する事項	3
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	8
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の基本方向

本市は、神奈川県西部に位置し、恵まれた気象条件や京浜地帯を背景とした経済的、地理的条件を生かして、消費者ニーズに適応した多品目、高品質な農畜産物を生産し、特に花き、野菜の施設園芸や酪農を中心に収益性の高い農業経営の取組が見られる。

また、農地は、都市の中の緑地空間や防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしている。

農業政策の基本方向として、「新鮮で安全・安心な農畜産物の生産・供給」と「多面的な機能の発揮」を推進するため、中核的な農家の育成及び支援、また、地域における集落営農への支援を行い、一方、市民の農業参画を促進するとともに、良好な景観を形成する農作物の栽培を促進するなど、観光的な側面に配慮した都市農業の振興に努める。

2 農業構造の現状と基本的な施策の方向

農業構造については、昭和30年代からの都市化の進展に伴い、農家数は年々減少するとともに、後継者の他産業への流出により後継者不足や就農者の高齢化が進み、農業経営の縮小、零細化が続いている。

そのため、一部の農業者は専業農家として規模拡大を図っているが、多くが兼業農家であり、販売農家から自給的農家へ移行する傾向になりつつある。

今後は、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者（農業経営改善計画を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により認定した者（以下「認定農業者」という。））を育成するとともに、新規就農者の確保や一般市民の農業への参加により、農地の流動化促進及び荒廃地対策を行っていく。

また、定年帰農者や農家以外の市民など、多様な担い手による様々な形態による農業参画の機会を展開し、自然とのふれあいや良好な景観形成など、農業の多面的機能を生かした都市における「農」のあるまちづくりを推進していく。

3 具体的取組施策

(1) 地区ごとにおける農業の将来の在り方と目指すべき農用地利用の姿の明確化

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業委員会、農業協同組合、神奈川県農業技術センター等との十分な相互連携の下で指導体制を編成するとともに、地域ごとに農業者等による協議の場を設け、地域での話し合いを推進する。

地域の協議結果を踏まえ、目指すべき将来の農用地利用の姿を示す「目標地図」を含めた地域農業の将来の在り方を「地域計画」として定め、明確化する。

(2) 農用地の利用集積

土地利用型農業に意欲的な農業者に対しては、農業委員会や農地中間管理機構などによる掘り起こし活動を通じ、農地の出し手と受け手に係る情報を把握し、両者を適切に結びつけて農用地の利用集積を進める。

また、新規に就農を希望するものに対しても、その者の意欲や農業の経験等から判断し、将来的に本市の農業の担い手になると見込まれるものについては、利用権設定や農地中間管理権等による農用地のあっせん等に努める。

(3) 農地貸借等と農作業受委託の一体的促進

農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にし、農地貸借等と農作業の受委託を一体的に進め、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

また、集約的な経営展開を助長するため、神奈川県農業技術センターの指導の下に、本市の特産品として定着している落花生などの栽培との複合経営、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入による特産化を併せて推進する。

(4) 生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体の母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより、地域や営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(5) 女性農業者への働きかけ

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に向けた話合いの場への女性参加の呼びかけ等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(6) 市民への農業理解の啓発

「農」のあるまちづくりを進めていくため、認定農業者を育成していくとともに、一般農業者、農家以外の市民に様々な形態による「農」の担い手として参画してもらい、経営基盤の強化及びこれに関する諸施策について協力を求めていく。

第2 認定農業者の育成・確保に関する事項

1 認定農業者の育成・確保に関する目標

(1) 認定農業者の現状

本市の中核的な担い手である認定農業者数は、横ばいの状況にあり、今後、高齢化や後継者不足、経営環境の悪化等により減少が懸念される。

(2) 認定農業者の育成・確保に関する目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の達成に向けた支援を行うとともに、担い手への農地の面的集積による作業の効率化や農業経営の合理化・収益向上への取組を支援し、効率的かつ安定的な農業が営める経営体の育成を図る。

また、担い手不足に伴い荒廃・遊休農地が増加傾向にあるため、認定農業者をはじめとする地域の中心経営体を確保し農地集積を推進する。

2 認定農業者の具体的目標

本市の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の目標

年間農業所得	概ね650万円（1個別経営体当たり）
	概ね550万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

(注) 1 目標については、本市及びその周辺市町村において現に確立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得と年間労働時間に相当する水準とする。

3 営農類型ごとの農業経営の指標

第2の2に示した目標を可能とする農業経営の指標を、本市における主要な営農類型で示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト + 露地野菜	<p><作付面積> 促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha</p>	<p><資本装備> 硬質プラスチックハウス 2,000㎡ 大型ビニールハウス 2,000㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫(マルハナバチ)を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、微生物農薬等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・養液分析、診断に基づく肥培管理による生産安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農作業事故防止対策の徹底 農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
② 施設イチゴ + 露地野菜	<p><作付面積> 促成イチゴ 0.24ha 小計 0.24ha サツマイモ、ジャガイモ、キャベツ等 1.1ha 小計 1.1ha 計 1.34ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.7ha 計 1.0ha</p>	<p><資本装備> 大型ビニールハウス 2,400㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫(ミツバチ)を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・新技術を利用した良質苗の生産及び生産の安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 共同販売による市場での有利販売体制の確立 共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農作業事故防止対策の徹底 農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
③ 温室バラ	<p><作付面積等> バラ 0.25ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha</p>	<p><資本装備> ガラス室(鉄骨アルミ) 1,650㎡ 硬室フィルムハウス 850㎡ 暖房用配管・燃料タンク・ボイラー室・冷蔵庫・葉散用動噴他・灌水施設・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 農繁期のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
④ 温室 カーネーション	<作付面積等> カーネーション 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.3ha 計 0.9ha	<資本装備> 硬室フィルムハウス 1,650 m ² ビニールハウス 1,650 m ² 暖房機・燃料タンク・冷蔵庫・葉散 用動噴他・灌水施設・内装カーテン 装置・作業舎・倉庫・車庫・耕運 機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽 培 ・温室は複合環境制御による自動・ 省力化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 農繁期のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮
⑤ 温室鉢物	<作付面積等> 鉢物 0.13ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 水田 0.2ha 計 0.5ha	<資本装備> 硬室フィルムハウス 1,000 m ² ビニールハウス 330 m ² 暖房機・燃料タンク・葉散用動噴 他・灌水施設・内装カーテン装置・ ベンチ・蒸気消毒機・作業舎・倉 庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・温室は複合環境制御による自動・ 省力化 ・直売を主体とした有利販売	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 農繁期のパート活用など、労力の削減 共同輸送による労力の軽減
⑥ 花壇用苗	<作付面積等> パンジー、野菜苗等 0.4ha <経営面積> 施設面積 0.2ha 畑 0.3ha 計 0.5ha	<資本装備> ビニールハウス 1,000 m ² 暖房機・燃料タンク・葉散用動噴 他・灌水施設・フロントローダー・ は種機・ミキサー・作業舎・倉庫・ 車庫・トラック・水槽 <その他> ・施設年間2回転程度利用 ・作付け品目は少品目多量生産 ・省力機械の導入	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 農繁期のパート活用など、労力の削減 共同輸送による労力の軽減
⑦ 野菜直売	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha <経営面積> 施設面積 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha	<資本装備> ビニールハウス 1,000 m ² トラクター・管理作業機・動力噴霧 機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラ ック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、ラノ ーテープ、生物農薬（BT剤等）を 利用した環境保全型農業技術の導 入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい 肥施用、施肥等による生産安定化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農作業事故防止対策の徹底 農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑧ 露地野菜	<作付面積> ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 落花生 0.3ha 計 3.6ha <経営面積> 畑 2.0ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・量販店等への地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
⑨ 軟弱野菜	<作付面積等> 施設ホウレンソウ 0.2ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.6ha ホウレンソウ 0.4ha コマツナ 1.2ha 小計 1.6ha 計 2.2ha <経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha 計 1.15ha	<資本装備> 大型パイプハウス 1,000㎡ 灌水施設・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・保冷庫 <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
⑩ 茶	<作付面積等> 茶 2.2ha <経営面積> 畑 2.2ha 山林 0.1ha 計 2.3ha	<資本装備> 防霜ファン・栽培舎(木造)・管理作業機・動力噴霧機・動力剪枝機・動力摘採機・冷房機・暖房機・保冷庫・軽トラック・貨物車(クレーン付)、荒茶工場	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
⑪ 落葉果樹 + 水稲	<作付面積等> ナシ 0.4ha ブドウ 0.3ha 水稲 0.3ha 計 1.0ha <経営面積> 畑 0.7ha 水田 0.3ha 計 1.0ha	<資本装備> 果樹柵(防鳥防蛾)・作業台・防虫ネット・動力噴霧機・倉庫・耕運機・防除器具・トラック・乗用草刈り機・パソコン *以下は5人の共同利用 田植機4条・乾燥機・コンバイン・もみすり機 <その他> ・耕種的防除、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥や有機質肥料の施用等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑫ 酪農 <土地利用型>	<飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 3.0ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムアラフ・フロントローダー・フォレージハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレクター・スプレヤー	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 軽作業のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮 畜産への活用
⑬ 酪農 <都市近郊型>	<飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 1.6ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムアラフ・ショベルローダー・フォレージハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレクター・スプレヤー	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 軽作業のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮 畜産への活用
⑭ 肉用牛 <専用種>	<飼養頭数> 黒毛和種 130頭 繁殖雌牛 20頭 計 150頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 軽作業のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮 畜産への活用
⑮ 肉用種 <交雑種>	<飼養頭数> 交雑種 150頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 軽作業のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮 畜産への活用
⑯ 養豚	<飼養頭数> 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 計 75頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha	<資本装備> 繁殖豚舎・分娩舎・育成豚舎・肥育豚舎・自動給餌機・飼料タンク・糞処理施設・ダンプトラック・ショベルローダー・動力噴霧機・秤	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 青色申告の実施 農業経営指標による自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制・休日制の導入 軽作業のパート活用など、労力の削減 機械化による労働時間の短縮 畜産への活用

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者数は、近年、ほぼ横ばいとなっているが、青年層の新規参入者が少ない状況にあり、後継者不足や高齢化による担い手の減少が進む中、新鮮で安心・安全な農産物の安定供給を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農の確保・定着目標や神奈川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規参入者や雇用就農の受け皿となる耕種経営体の数の増加目標を踏まえ、本市農業の持続的な発展に向け、新規参入者や雇用就農の受け皿となる法人等の増加を図る。

また、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的目標

本市の新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の目標

年間農業所得	概ね250万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

(注) 1 目標については、本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得とする。

3 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3の2に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 露地野菜	<p><作付面積></p> <p>ハウレンソウ 0.1ha タマネギ 0.1ha ネギ 0.1ha エダマメ 0.05ha ダイコン 0.1ha ナス 0.1ha キュウリ 0.05ha ジャガイモ 0.1ha 計 0.7ha 他多品目</p> <p><経営面積> 畑 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした少量多品目の周年栽培</p>	第2の2に準じる	第2の2に準じる
② 露地野菜 + 施設野菜	<p><作付面積></p> <p>促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha キャベツ 0.05ha ダイコン 0.05ha レタス 0.05ha タマネギ 0.1ha ジャガイモ 0.1ha 小計 0.35ha 計 0.55ha 他多品目</p> <p><経営面積> 施設面積 0.1ha 畑 0.4ha 計 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培</p>	第2の2に準じる	第2の2に準じる
③ 露地野菜 + 果樹	<p><作付面積></p> <p>温州ミカン 0.2ha ブルーベリー 0.2ha 小計 0.4ha ハウレンソウ 0.1ha キャベツ 0.1ha ダイコン 0.1ha キュウリ 0.05ha ナス 0.05ha スイートコーン 0.05ha 小計 0.45ha 計 0.85ha 他多品目</p> <p><経営面積> 畑 0.7ha</p>	<p><資本装備></p> <p>・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営</p>	第2の2に準じる	第2の2に準じる

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者制度及び認定新規就農者制度の認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、農業協同組合、農業委員会等と連携し、研修、指導、相談対応等に取り組む。

2 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組及び就農等促進のための取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、技術習得については、かながわ農業アカデミーや本市が実施する「はだの市民農業塾」による研修受入れ、農地については、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、就農後の技術・経営面については、神奈川県農業技術センターや農業協同組合等が重点的な指導、支援を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(1) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

研修や営農指導の時期・内容などについて、本市が主体となり、かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、農業委員会等と連携・協力し、巡回指導等による就農前後のフォローアップをすることで、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う仕組みをつくる。

(2) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域における協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

(3) 経営力の向上に向けた支援

巡回指導等に限らず、市内の直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

(4) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成資金や経営発展支援事業助成金、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策、県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経

営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、関係機関において随時実施する。

また、技術や経営ノウハウの習得については、かながわ農業アカデミー及びはだの都市農業支援センター、就農後の営農指導等フォローアップについては、神奈川県農業技術センター、神奈川県畜産技術センター及び農業協同組合、農地の確保については、農業委員会や農地中間管理機構など、関係機関が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示したこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における 農用地の利用に占める面積シェアの目標
20%

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」とは、概ね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用面積（所有権に基づくもの、利用権に基づくもの、農地中間管理事業によるもの、農作業受託によるものの合計）とする。

2 シェアの目標の算出基準となる面積は、本市農業振興地域内における全農用地面積とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が利用する農用地の面的集積の目標

農地中間管理機構が行う特例事業や農業経営基盤強化促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営を営む者等における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況や営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、花き・施設野菜を中心に普通作、露地野菜を組み合わせた複合経営が主体で、比較的農地の利用集積が図られてきたが、農業者の高齢化や相続人の管理放棄等により、耕作放棄地が増加している。

また、山間部では、畜産、露地野菜、果樹、茶が中心となっているが、担い手不足の問題に加え、鳥獣被害の増加による営農意欲の減退や耕作条件が悪い中山間地域を抱えていること等により、耕作放棄地が増加している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

農業従事者の高齢化等により、担い手の減少が進行し、耕作放棄地の拡大が予測されるため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の育成を図るとともに、地域計画の策

定を通じ、地域の合意形成を図りながらそれらの者への農地利用集積を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

農地の情報の共有化を目指し、地域において効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への面的集積を促進するため、関係団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化、作付け規模の縮小等の特徴を十分踏まえて実施する農業経営基盤強化促進事業について、次の事項を定める。

- ① 利用権設定等促進事業に関する事項
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- ③ 地域計画に関する事項
- ④ 農用地利用改善事業の促進に関する事項
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の促進に関する事項
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 事業の委任

本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、その事務の一部を農業委員会に委任して実施する。

(2) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜を行う個人又は農地所有適格法人が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件

ア 農用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

次の(ア)から(カ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(カ)に掲げる要件の全て。）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜できる農用地の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜に必要な農作業に概ね150日以上従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいること。
- (カ) 利用権の設定等を受ける農用地は、農業委員会が行っている農地銀行に登録されていること。
- (ク) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(カ)までに掲げる要件のほか、借入者がその借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合

又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情があると認められる場合を除き、農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(キ) 新規就農を目指す者（本市の就農認定を受けた者を除く。）は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、次のいずれかの要件に該当し、かつ営農計画書を農業委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

a 秦野市が実施する「はだの市民農業塾」の就農コース研修を修了した者

b 援農等により2年以上継続して農作業に従事している実績があり、地域の農業委員又は生産組合の推薦を受けた者

イ 農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）

その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合

設定をする者が、①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件）の全てを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができる。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合

これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める

者を除く。)である場合

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長へ確約書（参考様式1）を提出することにより、その者が地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、次の(ア)から(エ)に掲げる要件の全てを備えること。

(ア) 営農計画書を農業委員会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、営農計画書の審査に当たっては、市長との事前協議を経るものとする。

(イ) その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事（150日以上）すると認められること。

(ロ) 本市で営農実績のある農業者を農業指導者として置く。なお、その指導者は、農地法等関連法令に違反していないこと。

(ハ) 定款への記載や農業部門の設置等により、その法人が農業経営を行うことが明らかであること。

(ニ) その法人が所在地を有する自治体に法人市民税を完納していること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が利用権設定等促進事業の実施により、その農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合

①の規定にかかわらず、利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについてその農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限る。

⑥ ①から⑤に定める場合以外

利用権の設定等を受けるものが利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画（参考様式2）を提出させる。

(4) 利用権の設定等の内容

- ① 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

- ② (2)の①のア(キ)の新規就農を目指す者の権利の存続期間に関する基準及びその他の事項
 - ア 権利の存続期間は2年以内とする。ただし、栽培予定作目の栽培期間等から適当でないと認められる場合には、5年以内の範囲で存続期間を設定できる。
 - イ 利用権の設定を受けた者は、利用権を設定した日以降2年間、概ね6か月ごとに耕作状況を農業委員会に報告する。農業委員会は、この規定に基づき利用権の設定を受けた農地について定期的に巡回し、農地が効率的に利用されていないと判断される場合には、利用権の設定を受けた者に対する適切な助言・指導に努める。
 - ウ 権利の存続期間終了後も利用権の設定を受けようとする場合には、営農計画書を農業委員会に提出し、その承認を受けた場合には、①の規定を適用する。

- ③ (2)の④のウの法人の権利の存続期間に関する基準及びその他の事項
 - ア 権利の存続期間は3年以内とする。ただし、栽培予定作目の栽培期間等から適当でないと認められる場合には、5年以内の範囲で存続期間を設定できる。
 - イ 利用権の設定を受けた者は、毎年耕作状況を市長に報告する。ただし、初めて利用権を設定した日以降2年間は、概ね6か月ごとに耕作状況を農業委員会に報告する。農業委員会は、この規定に基づき利用権の設定を受けた農地について定期的に巡回し、農地が効率的に利用されていないと判断される場合には、利用権の設定を受けた者に対する適切な助言・指導に努める。

- ④ 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を、農用地利用集積計画において明らかにする。

(5) 要請及び申出

- ① 利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者が設定する場合
農業委員会に別紙3の申出書を提出し、農業委員会はその内容から要件を満たすと

判断した場合は、利用権の調整を行い、調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めることを要請する。

- ② 土地改良区が、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化とあいまって農用地の利用の集積を図るため、設定をする場合

本市に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出る。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合が設定をする場合

本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出る。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出る。

(6) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① (5)による要請及び申出やその他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図る必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 現に設定している農用地利用集積計画を期間満了後も継続して設定する場合、現に設定している農用地利用集積計画の満了の日の30日前までに、次期の農用地利用集積計画を策定する。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力について確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(2)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

- ③ 利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ 権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、利用権の設定を受ける者並びにその土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないもの

に限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることとで足りるものとする。

(9) 公 告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(4)の①に規定する農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、(若しくは移転し、)又は所有権が移転する。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、その利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、農業委員会と連携してその円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ ②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

④ ③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地流動化の施策との連携を図るため、同機構に対し、情報提供及び事業の協力を行う。

3 地域計画に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の関係者等と調整して設定することとし、開催に当たっては、市のホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、農業委員会、農業協同組合、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

これまでの実質化された人・農地プランの区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利

用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 地域計画の策定等の進め方

地域計画の策定に当たって、神奈川県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から公表に至るまで、適切な進捗管理を行うとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかを確認する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を農業委員会、農業協同組合及び神奈川県農業技術センターと連携して促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。
- ② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者がその農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ ②の認定をしたときは、その旨及びその認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、その団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、その団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当する

ものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、その特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5)の①の認定申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者として、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧

奨ることができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

① 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう、必要な指導、援助に努める。

② (5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人神奈川県農業会議等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体の協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託の組織的促進を図る上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努める。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材による指導をあっせんするとともに、農業経営に関する相談機能の一層の充実、家族経営協定の締結等による女性農業者の経営参画、その他研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保や経営の強化を図るため、給料制・休日制やヘルパー制度の導入及び、非農家等の労働力を積極的に活用する援農システムの整備を推進する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携に配慮する。

(2) 推進体制等

農業委員会、神奈川県農業技術センター、農業協同組合、その他関係団体と連携し、今後10年にわたり、第1及び第5で掲げた目標や第2及び第3で示した効率的かつ安定的な経営の育成につながるための施策を講じていく。

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この基本構想は、平成12年6月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
 - (2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。））
 - (1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - (2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることと認められること。

利用権設定等の内容

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>①存続期間（又は残存期間）</p>	<p>1 存続期間は3年とする。ただし、栽培作目の栽培期間及びその他特別の事由があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。なお、新規就農を目指す者及び法人である場合には、第6の1(4)②によるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され（又は移転される）利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>
<p>②借賃の算定基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、その農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が上記1、2の規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③借賃の支払方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までにその年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までにその年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>
<p>④有益費の償還</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者はその利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定によりその農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、その利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める</p>

	<p>ものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者がその利用権に係る農用地を返還する場合において、その農用地の改良のために費やした金額又はその時におけるその農用地の改良による増価額について、その利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
⑤開発を伴う場合の措置	<p>1 市は、第6の1(3)による開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。</p> <p>(1) その開発事業の実施が確実であること。</p> <p>(2) その開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可でき得るものであること。</p> <p>(3) その開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可でき得るものであること。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間等	Iの①に同じ。
②借賃の算定基準	<p>I 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>II 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の2に同じ。</p>
③借賃の支払方法	Iの③に同じ。
④有益費の償還	Iの④に同じ。
⑤開発を伴う場合の措置	Iの⑤に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間等	Iの①に同じ。
②損益の算定基準	1 作目等ごとに農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の支払方法	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者をいう。）」と読み替えるものとする。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力を勘案して算定する。
②対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、その農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、その所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は、失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

農用地利用集積計画作成申出書

(宛先)

秦野市長
秦野市農業委員会会長

利用権の設定等を受けようとする者（受け手）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 () _____

利用権の設定等をしようとする者（出し手）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 () _____

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第6の1の(5)の規定に基づき、別紙のとおり利用権を設定したい（受けたい）ので提出します。

(注) 提出先は、秦野市農業委員会です。

秦野市長

(提出日) 年 月 日
(提出者) 印

秦野市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第6の1の(9)の規定により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより、農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(参考様式2) (第6の1(3)関係)

開発事業計画書

年 月 日

秦野市長

住所(事務所)
氏名(名称及び代表者氏名)

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第6の1(3)の規定により開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通收穫高	土地の所有者使用収益権者	農用地利用集積計画で指定された用途	市街化調整区域、その他の区域の別
			登記簿	現況						
計 ㎡(田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡、その他 ㎡)										
2 開発事業計画	(1)用途									
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		対価の支払方法等	
	(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期		合計	
	土地造成	所要面積	㎡	切土又は盛土の土量	切土 ㎡	盛土 ㎡	地盤、土質の状況			
	建設物等	所要面積	㎡	建築面積	㎡		建築物等の規模及び構造			
3 被害防除措置の概要										
4 資金計画及びその調達計画										
5 その他参考となるべき事項										

(記載事項)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時的利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面(縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度)
- (3) その他参考となるべき書類